



Vol.203

トクちゃん新聞

3月号

14日 岩佐の送別会
& 打上でした！



令和7年3月21日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ AIの活用

徳野



各産業人手不足の中、AIの活用は必須となって来てますね。

国税庁では、税務調査を実施する法人の選定の際にAIを活用しているそうです。

弊社でも、お客様の会計データチェックにAIを活用しています。担当者の目視だけではなく、AIによるチェックをすることで補完しています。特に消費税の細かなチェックはとても助かっています。

会議の内容を、録音→文字起こし→議事録にまとめるというレコーダーも試験的に使い始めています。お客様とお会いしたあとレポートを作成しているのですが、このレポートの補完になればと目論んでいます。



先日、10年ぶりに車を買換えました。走る止まる以外の機能が高度化・複雑化して戸惑ってます。速度設定をしておけば、車間距離を測りながらスピード調整をし、車線も認識して勝手に曲がってくれる。車線変更をしなければ、高速道路はほぼ自動運転ですね。一般道では、信号が変わった、前が動いた、緊急車両が来るぞ、前方に障害物が、とちょっとうるさいくらいです。すでに何度か、「ご丁寧にも…」と嫌味っぽく車にお礼をしています(苦笑)。

どんどん出てくる新しい技術やツールと上手に付き合っていきたいものですね。

◆ 令和7年度税制改正「特定親族特別控除」の新設

大熊



令和7年度 税制改正関連法案についての速報です。

■ 「特定親族特別控除」の新設

・従来の「扶養控除」に加えて、「特定親族特別控除」が新設されます。

令和7年分以降の所得税において、年齢19歳以上～23歳未満の親族(生計一)1人につき右表の所得控除が適用されます。

・従来の「扶養控除」では所得制限の一定ラインを超えると適用不可となりますが、「特定親族特別控除」の新設によって段階的に控除額が減少していくことになります。

扶養される側の合計所得金額	所得控除額
58万円超～85万円以下	63万円
85万円超～90万円以下	61万円
90万円超～95万円以下	51万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

※参考：財務省「[所得税法等の一部を改正する法律案要綱](#)」
国会審議中のため、内容変更の可能性がございます。

◆ 中小企業向け賃上げ促進税制

稲葉



賃上げ促進税制は、前年度に比べて給与支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を税額から減額できる制度です。

※給与支給対象者には、役員自身及び役員、個人事業主のお身内等の関係者は含まれません

今までも同様の制度がありましたが、令和6年4月以後に開始する事業年度については、税額控除率がアップしています。

給与支給額が前年度と比べて1.5%増加の場合は増加額の15%、2.5%増加の場合は30%を税額から控除できます。

※税額控除限度額が、支払う法人税額の20%を超える場合には、金額は20%が上限
加えて、今までは適用事業年度に上記限度額に達して控除しきれなかった金額がある場合は失効していましたが、その後5年間の繰越しが可能となり使いやすしい制度となりそうです。

また、その他の控除率上乘せ要件もございますので、ご興味ある方は弊社までご相談ください。



◆ 税務スケジュール(4月)

4月10日(木)

・3月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

4月30日(水)

・3月分 社会保険料の納付

・2月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・8月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

・5月8月11月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

＜所得税・個人事業者の消費税 振替納税＞

・所得税 4月23日(水) ・消費税 4月30日(水)

料率が改定されます

令和7年3月分(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.34%	10.24%
介護保険料率	1.60%	1.59%
雇用保険料率	現行	令和7年4月から
一般の事業	1.55%	1.45%
農林水産・清酒製造事業	1.75%	1.65%
建設の事業	1.85%	1.75%

小鐵



◆ 税務署の基幹システムが変わります

細川



来年9月より国税庁の基幹システムが刷新される予定です。国税庁が従来使用していた基幹システムは「国税総合管理システム」というもので、「KSKJ」と呼ばれていました。新たなシステムは「KSK2」となるようです。

主要な変更点が

■ 紙からデータでの事務処理へ移行

■ 税目や事務システムの縦割りを解消

などで、従来のシステムが対応できていなかった部分が進化することとなります。

外出先でも「KSK2」にアクセスできるなど税務職員の利便性が向上されます。

KSK2の導入により紙で管理されていた情報がデータ化され、AIの発展などに伴い、情報と納税者の申告の整合性などについて網羅的な検証が可能となるかもしれません。

従来の「KSKJ」は私も利用していましたが、調査時の利用はあくまで調査担当者の手腕次第という印象でした。今回の刷新で全職員がシステムを使いこなせるようになるのであれば、より効率的かつ効果的な税務行政が図られることになりそうです。



◆ 扶養控除の判定は合計所得金額で

白川



ようやく個人確定申告も終わりました。

みなさんの中にも医療費控除などで申告された方もおられるのでは？

確定申告書第一表の左半分をみると上から緑色で「収入金額等」、青色で「所得金額等」と並んでいます。

どう違うのかといいますと、「収入金額等」から経費を引いたのが

「所得金額等」として頂ければ結構です。

給与については、対応する経費は存在しません

「給与所得控除」を差し引くことができます。

所得金額は税金の計算の基になりますが、

扶養控除に該当するかどうかの判定も「合計所得金額」を基にされます。

(右の赤枠部分⑫に記載の金額。株の売買などで申告分離課税の所得がある場合は別途規定があるのでご注意下さい。)

収入金額等	所得金額等
① 給与	① 給与
② 退職金	② 退職金
③ 公的年金等	③ 公的年金等
④ 雑収入	④ 雑収入
⑤ その他	⑤ その他
⑥ 総所得金額等	⑥ 総所得金額等
⑦ 短期所得	⑦ 短期所得
⑧ 長期所得	⑧ 長期所得
⑨ 一時所得	⑨ 一時所得
⑩ 事業所得等	⑩ 事業所得等
⑪ 不動産所得	⑪ 不動産所得
⑫ 利子所得	⑫ 利子所得
⑬ 配当所得	⑬ 配当所得
⑭ 雑所得	⑭ 雑所得
⑮ 合計所得金額	⑮ 合計所得金額
⑯ 合計所得金額	⑯ 合計所得金額
⑰ 合計所得金額	⑰ 合計所得金額
⑱ 合計所得金額	⑱ 合計所得金額
⑲ 合計所得金額	⑲ 合計所得金額
⑳ 合計所得金額	㉑ 合計所得金額

◆ スタッフよい

岩佐



退職のご挨拶

この度、3月20日付で退職することとなりました。

6年半に渡り、お世話になりました。

こうして無事に務める事が出来たのも、顧問先の皆様方先生、事務所のスタッフの皆様のおかげです。

心から感謝をしております！

本当にありがとうございました。

今後も素直な心を忘れずに、アグレッシブに頑張っていきたいと思っております。

皆様も心とお体を大切に。

益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。



◆ クイズ

喜多



金融機関に足を運ぶ必要がなく、インターネット環境と利用可能な金融機関の口座登録があれば、どなたでもご利用できる納付方法として「ダイレクト納付」がありますが、ダイレクト納付について正しいのは次のうちどれでしょう。

- ① 手数料は不要で、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間ならいつでも利用が可能である
- ② 国税・地方税の納付手続きをすると、即時納付となる
- ③ 国税の予納や分割納付にも対応している

答え：①③

②ダイレクト納付では即時納付だけでなく、納付日の指定をすることができます。ただし、指定日に口座の残高が不足している場合、納付が実行されず延滞金が発生する場合がございますのでご注意ください。

